

審議会等の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における審議会等の設置及び運営に関して必要な事項を定めることにより、行政運営の透明性の向上を図り、もって公正で民主的な一層開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(審議会等)

第2条 この要綱において審議会等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき条例により設置する附属機関
- (2) 前号に規定するもののほか、個別法の規定に基づき設置する附属機関（以下「法定附属機関」という。）
- (3) 要綱に基づき設置する懇話会等（市職員のみで構成するものを除く。以下単に「懇話会等」という。）

(審議会等の設置等)

第3条 審議会等を設置しようとする課等（以下「所管課」という。）は、審議会等を設置するに当たっては、次条から第6条までの規定に留意しなければならない。

2 所管課は、審議会等の設置後に審議会等の概要を横須賀市ホームページにおいて公表するものとする。

(人選基準)

第4条 審議会等の委員の人選に当たっては、次に掲げる基準を遵守し、公募制度を積極的に採用するものとする。ただし、審議内容又は検討内容（以下「審議内容等」という。）に専門性及び特殊性がある審議会等においては、この限りでない。

- (1) 関係団体等からの選出 関係団体等から委員を選任する場合は、役職にはこだわらず、当該関係団体等からの推薦によるものとする。
- (2) 女性委員比率 審議会等における女性委員の数の比率は、40パーセント以上を目標とする。
- (3) 委員数 審議会等の委員数は、原則として15人以内とする。
- (4) 兼職 公募委員の兼職は、4機関までとする。
- (5) 委嘱期間 委嘱期間は、原則として2年以内とする。
- (6) 在任期間 在任期間は、6年を超えないものとする。

2 前項第6号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当該者の在任期間について、6年を超えることができるものとする。

(1) 審議内容等に密接な関連を有する団体等に所属する者からの意見を受けることが必要であり、当該団体等に他の適任者がいないとき。

(2) 審議内容等が専門性及び特殊性を有しており、他に適任者がいないとき。

3 市職員は、法令等に定めがある場合又は審議会等の審議内容等においてやむを得ない場合を除き、採用しないものとする。

(公募基準)

第5条 公募委員の公募の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 応募時の年齢が18歳以上で、本市に在住、在勤又は在学している者から選任するものとする。ただし、審議会等の設置目的により、特に未成年者の意見を反映させる必要がある場合は、この限りでない。

(2) 公募は、審議会等の名称、審議内容等その他の審議会等の募集について必要な事項及び選任後には氏名が公表される旨を広報よこすかへ掲載することにより行うものとする。この場合において、所管課は、併せて横須賀市ホームページへの掲載により情報提供するように努めるものとする。

(3) 収集する個人情報の範囲は、氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、職業及び勤務先又は通学先とする。

(選考等)

第6条 公募委員を選任するに当たっては、原則として選考委員会を設置し、面接その他適当と認められる方法により選考するものとする。

2 前項の選考に当たって、事前に選考基準を定めるものとする。

3 所管課は、第1項の規定により公募委員が決定したときは、応募者全員に選考結果を速やかに通知するものとする。

(審議会等の見直し)

第7条 所管課は、3年を目途に次に掲げる事項を考慮し、審議会等（法定附属機関を除く。）の存続の必要性を検討しなければならない。

(1) 設置目的の達成度

(2) 審議会等の会議が報告等形式的なものに終始しているか否か

(3) 過去2年間の活動実績の有無

(会議の公開の告知)

第8条 審議会等の会議は原則として公開とし、当該会議の告知は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 事前の告知 原則として広報よこすか及び横須賀市ホームページへの掲載等により行う。

(2) 開催日当日の告知 本庁舎内で開催する公開の会議については、本館1号館にある本日の会議の看板に記入するとともに、会議室前に審議会等の会議の名称等を記載した立て看板を掲出する。

2 前項第1号の規定による横須賀市ホームページへの掲載は、総務部総務課（以下「総務課」という。）が行い、所管課は、会議開催日の7日前までに総務課へ会議情報提供シート（別記様式）を電子メールに添付して依頼するものとする。

（会議の傍聴）

第9条 審議会等の会議の傍聴は、当日に受付を行うものとし、傍聴申込みの際に傍聴人の氏名等の個人情報収集しないものとする。

2 審議会等は、前項の受付をするに際し、傍聴人の定数、定数を超過して傍聴希望があった場合の傍聴人の選定方法、傍聴時の遵守事項等について規定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、審議会等は、多数の傍聴希望が予想される場合は、事前に傍聴の受付をすることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、次の場合は、傍聴人の氏名等の個人情報を収集することができる。この場合において、個人情報の収集は、氏名及び連絡先のみとしなければならない。

(1) 前項の規定により事前に傍聴の受付をする場合

(2) 感染症の感染拡大防止を利用目的とする場合

5 審議会等の長は、第2項の規定による遵守事項を傍聴人に周知するものとする。

6 審議会等の長は、傍聴人が第2項の規定による遵守事項に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（オンライン視聴）

第9条の2 審議会等の会議のオンライン視聴（以下「オンライン視聴」という。）は、審議会等の全ての委員の同意を得たうえで実施することができる。

2 オンライン視聴の実施は、会議と同時に又は事後に行うものとする。この場合において、オンライン視聴の実施における技術上の必要性があるときは、視聴者の申込みの際に当該視聴者の氏名及び連絡先に限って個人情報を収集

することができる。

- 3 審議会等は、前項の会議と同時にオンライン視聴を実施する場合は、視聴者の定数、定数を超えて視聴希望があった場合の視聴者の選定方法、視聴時の遵守事項等について規定するものとする。

(会議の運営)

第10条 会議の運営は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議時間 会議時間は特に必要な場合を除き2時間以内とし、事前に開始時刻と終了予定時刻を設定する。
- (2) 会議資料 会議資料は必要最小限とし、原則として、委員に対し会議開催の3日前までに配付する。
- (3) 傍聴者への資料提供 委員に配付した資料については、配付部数に制限のある資料、会議開催の都度使用する資料等を除き、傍聴者に提供するものとする。ただし、配付資料に横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）第7条に規定する非公開情報に該当すると思われる情報が含まれる場合は、委員資料とは別に傍聴者に配付する資料を作成するものとする。

(議事録の作成)

第11条 所管課は、審議会等の会議の公開非公開にかかわらず、会議終了後、速やかに議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録は、会議の概要又は発言内容を記録するものとし、会議の経過及びその結果の要点が分かるように記載するものとする。

(議事録等の公表)

第12条 公開した会議については、議事録及び第10条第3号に規定する傍聴者に配付する資料（以下この条において「配付資料」という。）を閲覧に供するため、速やかに総務課へ提出しなければならない。この場合において、所管課は、議事録及び配付資料を、横須賀市ホームページへの掲載により情報提供するものとする。

- 2 前項後段の規定による横須賀市ホームページへの掲載の期間は、法令等に特段の定めがある場合を除き、原則として審議会等の会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

~~2-3~~ 前第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、配付資料の横須賀市ホームページへの掲載を行わないことができる。

- (1) 配付資料が著しく多量であるとき。
- (2) 配付資料の大きさが日本産業規格A列3番を超えるなどの理由で、電子

化が困難なとき。

(3) 行政目的として著作物を複製した資料のうち、横須賀市ホームページへ掲載するに当たって著作権者の許諾を得る必要があるもの

(飲食に関する支出の抑制)

第13条 会議に係る食糧費の支出は、会議時間等に見合う必要最低限のものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第8条第2項関係）

1 会議等名称 _____

2 開催日時 _____

3 開催場所 _____

4 内容（審議事項等）

5 傍聴人数・定員 _____

6 傍聴方法 _____

7 オンライン視聴方法

8 担当課 _____（直通電話）

9 関連リンク（審議会等のホームページのアドレス）
